古賀市地域防災計画改訂業務委託
公募型プロポーザル

【実施要領】

令和8年11月

古賀市 危機管理課

1 プロポーザルの概要

⑴　目的

近年は、全国規模で頻発化・激甚化する自然災害を受け、様々な課題や教訓を基に、災害対策基本法をはじめとする防災関係法令が毎年のように改訂されている。

本業務では、国の防災計画および福岡県の示した地震に関する防災アセスメント調査結果や能登半島地震及び令和8年熊本地震などの大規模災害の教訓、社会情勢の変化などを踏まえ、災害対策基本法第42条に基づき、適切な事前対策の推進と災害対応力の高い組織体制の構築に資することを目的に、現行の古賀市地域防災計画の改訂を行うものとする。

⑵ 業務概要

① 業 務 名 称　古賀市地域防災計画改訂業務委託

② 履 行 場 所　古賀市

③ 業 務 内 容　別紙1「古賀市地域防災計画改訂業務委託仕様書」参照

※ 仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後、企画提案等を受ける中で変更する可能性がある。

④ 契 約 期 間　令和9年1月4日から令和10年3月31日までとする。

⑤ 提案上限額　**11,264,000円（消費税及び地方消費税を含む。）**

1.令和8年度見積限度額

6,171,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2.令和9年度見積限度額

5,093,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書の金額は、提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格の要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

なお、提出書類又は参加申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、参加事業者としては取り扱わないものとする。

⑴　古賀市一般（指名）競争入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和7年・令和8年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「測量・コンサルタント等」（建設コンサルタント）に登録されている者であること。

ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。

⑶　本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

⑸ 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

⑹ 本事業を遂行するために必要とされる業務経験や資格等を有した者を配置し、十分な執行体制を整えることができる者であること。

3 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

項 目	日時・期限
プロポーザル実施の公表	令和8年11月16日（月）
実施要領等配布期間	令和8年11月16日（月）から11月25日（水）
質問書受付期限	令和8年11月25日（水）17時まで（必着）
参加申込書提出期限	令和8年11月25日（水）17時まで（必着）
質問回答日（予定）	令和8年12月4日（金）までに回答
企画提案書等提出期限	令和8年12月11日（金）17時まで（必着）
一次審査結果通知	令和8年12月中旬までに通知
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年12月下旬（予定）
受託候補者選考結果通知	令和8年12月下旬（予定）
契約締結	令和9年1月4日（月）（予定）

4 提出書類等

⑴ 提出書類及び提出部数

提出書類名		様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	様式1	1	1
2	会社概要書 ※パンフレット等会社の概要がわかるものを添付	様式2	1	－
3	企画提案書 （業務実施体制・業務工程表含む）	任意様式	1	7
	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）が証明できる資料の写し	企画提案書に含む		
	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得証明書の写し、もしくはプライバシーマークの認証取得証明書の写し	企画提案書に含む		
	配置予定技術者調書	企画提案書に含む		

4	業務実績書	様式３	1	－
5	見積書（積算内訳・積算根拠含む）	任意様式	1	7
6	質問書（必要がある場合のみ）	様式４	1	－

※本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

⑵ 企画提案書の様式等

・企画提案書はA4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
・企画提案書に、業務実施体制・業務工程表・各種資格証明書・配置予定技術者調書を記載すること。
・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
・別紙1「古賀市地域防災計画改訂業務委託仕様書」の業務内容に沿った企画提案をすること。
・企画提案書の内容については、提案上限額以内で履行可能な内容であること。
・PDFデータをCD-RまたはDVD-R1枚にて提出すること。
※ファイル名は任意とするが、社名の一部を入れ判別しやすくすること。

⑶ 提出方法

・持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により古賀市危機管理課へ提出すること。
・持参の場合は、開庁日の9時から16時までの間に持参すること。
・郵便の場合は、提出期間内に必着のこと。
・提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

5 質疑応答

⑴ 質疑に係る提出様式

質問書（様式4）

⑵ 提出期限

令和8年11月25日（水）17時まで

⑶ 提出方法

電子メール
※電子メール送付後、受信を電話で確認すること。

※メールの件名の先頭に、「【地域防災計画改訂業務委託】」を含めること。

⑷ 提出先

古賀市役所危機管理課危機管理係
住所 古賀市駅東1丁目1番1号

メールアドレス kikikanri@city.koga.fukuoka.jp

⑸ 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、令和8年12月4日（金）までに電子メールにて行う予定である。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断した場合は随時回答を行う。

6 受託候補者の選定について

受託候補者の選考は、一次審査、二次審査に分けて実施する。

一次審査は、市の事務局において資格要件等の適格性を審査するものとし、二次審査は、古賀市地域防災計画改訂業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案の内容について総合的に評価する。また、参加者が1者の場合も審査を実施し、最低基準点以上で、かつ、本業務を適切に履行できると委員会が認めた場合は受託候補者として選定する。

⑴ 一次審査（適格性審査）

・一次審査は、資格要件の適格性について審査する。
・一次審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式1に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年12月中旬までに通知する。
・一次審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

⑵ 二次審査（プレゼンテーション審査）

・実　施　日：令和8年12月下旬予定（該当者には別途メールにて通知）
・会　　場：古賀市役所（予定）
・時間配分：説明20分。質疑応答10分　計30分（予定）
・その他留意事項
　●二次審査（プレゼンテーション審査）は、本市にて定められた審査基準に基づき実施する。
　●説明においては、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことができない。
　●市において、スクリーン及びプロジェクター、HDMIケーブルを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む。）は、提案者において準備すること。

⑶ 受託候補者選考結果通知

・審査の結果については、令和8年12月下旬に二次審査（プレゼンテーション審査）を行った者に文書にて通知する。

7 契約に関する基本事項

⑴ 契約方法

委員会の審査において各委員の合計点数の平均が最も高かった者を受託候補者とし、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

また、協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したと

きは、その者と契約を締結する。

ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。

⑵ 契約内容

契約内容は、本市が提示する委託仕様書及び受託候補者の企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

⑶ 契約日

契約日は、令和9年1月4日（予定）とする。

⑷ 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

⑸ 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、複数回払いとする。

⑹ 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

8 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

⑴ 本実施要領で定めた様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

⑵ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合

⑶ 提出書類またはプレゼンテーションにおいて、虚偽の記載があった場合

⑷ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

⑸ 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合

⑹ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 その他の留意事項

⑴ 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。

⑵ 原則として提出された書類等は返却しない。

⑶ 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。

⑷ 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。

⑸ 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

⑹ 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市役所危機管理課へ連絡すること。

⑺ 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。

⑻ 電子メール等の通信事故については、古賀市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類提出先）

古賀市役所危機管理課危機管理係 安部・友定
〒811−3192 古賀市駅東1丁目1番1号
E-mail:kikikanri@city.koga.fukuoka.jp
電話:092−692−1101／FAX:092−942−3758